資料4-2

# 産廃特措法に基づき特定支障除去等事業を実施又は実施 を予定している事案について

### 香川県豊島事案について

### 平成24年9月10日現在

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

昭和50年代後半から平成2年にかけて、廃棄物処理業者が 許可範囲外の産業廃棄物を大量に搬入し、野焼きや不法投棄 を続け、結果として、膨大な量の産業廃棄物が豊島処分地に 残された。豊島住民が平成5年11月に県等を相手に公害調停 の申請を行い、平成12年6月に調停が成立した。県は、この 調停条項に基づき、隣接する直島町に中間処理施設を整備し、 焼却・溶融処理による廃棄物等の処理を開始した。



<処分場概要> 投棄等量 約62.2万㎡ 面積:約6.9万㎡

### 対策工の概要 - 事業主体: 香川県

·廃棄物等の処理( ) < 全量撤去 >

廃棄物等の掘削後、隣接する直島町に整備した中間処理施設で焼却・溶融処理を行う。また、廃棄物層直下の重金属等のみに汚染された土壌については浄化等処理施設にて処理する。

・処分地地下水の浄化() 廃棄物等の撤去完了後、処分地地下水の浄化を行う。

別紙 参照

### 行政対応・責任追及

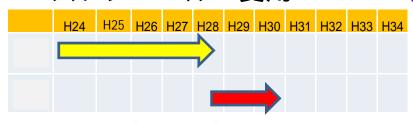
#### · 行政対応

県では、豊島問題を教訓として、産業廃棄物指導監視機動 班の強化、県内4箇所に環境管理室を設置するなどの不適 正処理の防止にかかる体制の強化を行った。

#### · 責任追及

原因者は、既に破産宣告を受け、破産財産の処分が完了している。排出事業者については、公害調停において廃棄物処理法に基づ〈求償措置と同様な対応が図られていることから、この他の責任追及等は実施していない。

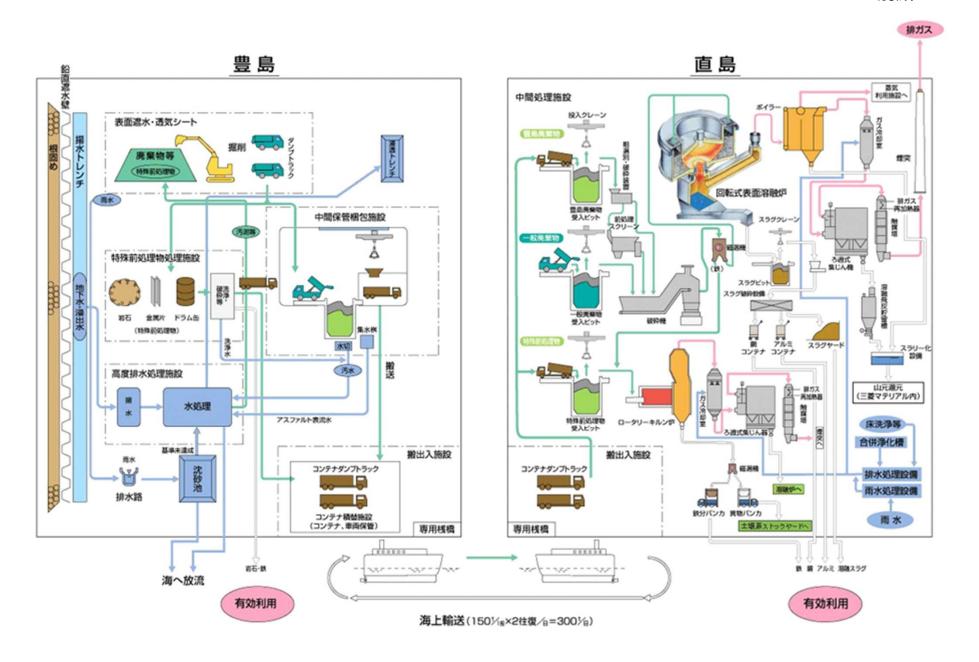
## スケジュール・費用



事業当初(平成15年~平成24年) 約312億円 (補助額 約134億円)

平成25年~平成30年 約221億円(県単独事業分含) \*事業期間及び事業費については精査中

### 別紙



### 青森県(青森・岩手県境不法投棄事案について)

平成24年9月10日現在

### 事案の概要

#### 事案の経緯

- 現場は、青森県田子町と岩手県二戸市に跨る計27 万㎡の土地
- 当該土地の青森県側で産業廃棄物処分業(中間処理(堆肥化)、最終処分)の許可を受けて事業を行っていたが、中間処理により製造した堆肥偽装物等を不法投棄。全体が揮発性有機化合物に汚染されているほか、一部がダイオキシン類に汚染されている。支障等

汚染された浸出水が周辺環境に拡散することで、農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがある。



<不法投棄現場状況> 投棄量:約84.1万㎡ 面積:約11万㎡ <事業場概要>

事業区分:中間処理 (堆肥化)

処理能力:200トン/日

### 行政対応・責任追及

#### ·行政対応

本事案の検証結果では、行政調査、警察及び他の部局への情報提供と連携が不十分との指摘があり、県は、適切な情報収集と積極的な行政処分の発出方針の構築、 職員の資質向上と警察官OBの配置、 他の部局や警察との連携強化を行った。

·責任追及

原因者に対して措置命令を発出しており、引き続き費用求償を行うとともに、排出事業者等の調査・費用求償を行う。

### 対策工の概要 事業主体:青森県

·廃棄物等の撤去()<全量撤去>

不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう、 廃棄物及び汚染土壌は全量撤去し、その後場内工作 物を撤去する。

・浸出水処理及び環境モニタリング対策()

浸出水処理施設により、汚染水を処理するとともに、 周辺環境への影響を監視するため、モニタリングを実 施する。



### スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34



水処理停止要件、稼働期間は協議会の意見を踏まえて決定する。

事業当初(平成16年)~平成24年 約434億円 (補助額 約189億円)

平成25年~平成34年 約71億円(暫定)

### 岩手県(青森県・岩手県境不法投棄事案について)

平成24年9月10日現在

### 事案の概要

#### 事案の経緯

- ●現場は、青森県田子町と岩手県二戸市に跨る計27 万㎡の土地
- ●当該土地の青森県側で産業廃棄物処分業(中間処理(堆肥化)、最終処分)の許可を受けて事業を行っていた廃棄物処理業者が、中間処理により製造した堆肥偽装物等を不法投棄

#### 支障等

- ●揮発性有機化 合物が混合され た燃え殻・汚泥、 医療系廃棄物 等がバーク類と 混合されて投棄
- ●これら廃棄物に よって土壌・地下 水が汚染



<処分場概要>

許可容量:2,400m (岩手側は許可施設なし)

投棄等量約109万㎡

面積:約16万㎡

### 行政対応・責任追及

行政対応

- ●本事案を教訓に「循環型地域社会の形成に関する 条例」等を制定し、優良な廃棄物処理業者の育成、行 政処分基準の明確化、有価物偽装対策等を実施
- ●専任の廃棄物適正処理指導員の配置や市町村職 員への立入検査権限付与など監視指導体制を強化 責任追及
- ●原因者に対しては措置命令を発出しており、引き続き原因者に対して費用求償を実施
- ●排出事業者に対しても調査・費用求償を実施

### 対策工の概要 — 事業主体:岩手県

#### 廃棄物撤去( )

- ●不法投棄地区にキャッピ ンク゚シートを敷設して汚染地 下水の発生を防止しつつ、 廃棄物を**全量撤去**
- ●平成15年度から撤去に 着手、平成24年度までに 撤去完了し、平成25年度 以降に跡地整形等を実施



汚染土壌·地下水対策(

- ●土壌・地下水汚染のある地区において、汚染状況に応じて複数の浄化工法を組み合わせて、土壌・地下水を浄化
- ●廃棄物の撤去進捗に併せて、平成19年度から浄化 に着手
- ●平成21年度に環境基準項目に追加された物質への 対応も含めて平成29年度までに浄化

### スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34

事業当初(平成15年)~平成24年 約221億円 (補助額 約98億円)

平成25年~平成29年 約12億円 精査中

### 秋田県能代事案について

## 対策工の概要 事業主体: 秋田県

#### 平成24年9月10日現在

### 事案の概要

#### 事案の経緯

- ·昭和55年から廃棄物処理業者が最終処分業開始。昭和62年頃から敷地外でVOC(ベンゼン等)を含む汚水滲出等の問題顕在化。
- ・平成10年事業者が倒産し、県が行政代執行等に着手。

#### 支障等

- ・これまでの対策により、周辺地下水で水質が大幅に改善しているが、処分場内ではベンゼンなど一部のVOCが依然として環境 基準値を超えて検出。
- ·平成21年11月、環境基準に追加された1,4-ジオキサンが処分場内外で高濃度で検出され、新たな対策が必要。



<処分場概要> 埋立処分量:約101万t 許可容量:約85万㎡

### 行政対応・責任追及

#### 行政対応

行政対応検証では、 現時点から見れば、県の監視指導は必ずしも十分ではなかったこと、 告発や改善命令等の発出により業者 の遵法意識を高め、適切な行動を求めるべきだったこと、 提訴を受け、地元住民との意思疎通や情報提供を積極的に行おうとする意識や姿勢が希薄であったこと等の指摘があり、監視指導体制の強化、事業者に対する指導の徹底と研修体制の強化、地元住民等との対話の重視を図ってきた。

### 責任追及

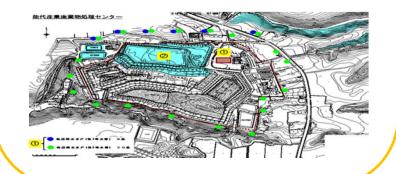
原因者に対しては措置命令を発している。引き続き原因者に対して費用求償していくこととしている。また、経営者の告発を行い、同人に対する罰金刑が確定している。

### 汚染地下水の浄化促進対策

- ·汚染地下水揚水井戸を増設することにより、地下水の浄化を促進。
- ·1,4-ジオキサンの浄化処理施設を新設。 汚水の低減化対策(雨水対策)
- ・汚水の効率的な処理行うため、場内のキャッピング等を行い、雨水を適切に排除。

#### 維持管理

・環境モニタリング、水処理、井戸洗浄等。



### スケジュール・費用



事業当初 平成 1 7年~平成 2 4年 約25.7億円 (補助額 約8.6億円)

平成25年~平成34年 約15.3億円

### 福井県敦賀市民間最終処分場事案について

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

昭和62年から管理型最終処分場を設置していた産業廃棄 物処理業者が、平成8年5月以降平成11年まで、無許可で処 分場の容量を変更し、届出容量(約9万m³)を大きく超え る約119万m3の埋立処分を行った。

埋立地から漏出した浸出液が、処分場周辺の地下水およ び直下を流れる木の芽川へ漏出した。

#### ・支障等

排水基準を超過した浸出液が木の芽川に漏出することに より下流域の水源井戸等が汚染されるおそれがある。



#### < 処分場概要 >

許可容量:約 9万m3 投棄量:約119万m3 産業廃棄物 約84万トン 一般廃棄物 約35万トン 埋立面積:約 8万m<sup>2</sup>

### 対策工の概要 - 事業主体:福井県

#### 木の芽川流出防止対策

遮水壁、キャッピング等を設 置し、地下水や雨水の流入およ び浸出水の漏出を防止する。



キャッピング(舗装)

キャッピング(遮水シート)

## 浸出液浄化対策

保有水および浸出水を揚水し、 浸出液処理設備により浄化処理 する。

平成24年9月10日現在





### 行政対応・責任追及

#### ・行政対応

本事案に係る検証では、 指導監督権限の行使が不十分 関係機関等との連携不足 県の組織内体制が不十分等指 摘され、それに対し、 行政処分基準の見直し等、不適正 処分への厳正な対応 市町、警察署、土木事務所等関係機 関との連携強化 警察職員の配置等廃棄物行政に係る組織 体制の強化等を実施した。

#### ・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原 因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

### スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 木の芽川流 出防止対策 浸出液浄化 対策

事業当初(平成17年度)~平成24年度 約102億円 (補助額 約40億円)

平成25年度~平成34年度

精查中

### 宮城県村田町最終処分場事案について

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

事業者が平成2年12月から平成13年3月まで、安定型最終処分場において、産業廃棄物処理基準に違反し、許可容量及び許可区域を超えた埋立が行われ、また許可外の廃棄物の埋立が行われたこと等により、高濃度の硫化水素の発生、地下水環境基準を超える浸出水が発生するなどした。なお

#### ・支障等

硫化水素による近隣住民生活への支障のおそれ、地下水 環境基準を超える浸出水による農作物への影響のおそれ



#### <処分場概要>

許可容量:約 35万m³ 投棄量:約 103万m³ 埋立面積:約 8万m²

### 行政対応・責任追及

#### ・行政対応

本事案に係る検証では、 認識のあまさ 指導監督権限 の行使が不十分等指摘され、それに対し、 講習会等の未 然防止策の徹底 パトロールなどによる早期発見、早期対 応の実施 地域との連携 職員数、質の充実等廃棄物行政 に係る組織体制の強化等を実施した。また、本事案に関係 する職員に対し処分を行った。

#### ・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原 因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

#### 平成24年9月10日現在

### 対策工の概要

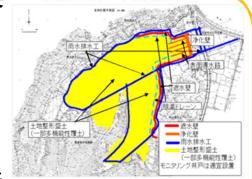
#### 雨水浸透防止策

場内整形、盛土、雨水排水 溝対策を実施し、水位の安定 化、ガス発生抑止、保有水浸 出防止を図る。

(<u>保有水の汚染濃度の上昇などが見られる場合</u>)浸出水 拡散防止対策を実施。

モニタリングの結果、場内保 有水の汚染濃度が上昇し、か つ場外地下水において汚染物 質の検出濃度が継続的に上昇 する兆候が現れ、地下水環境 基準を超えるおそれが顕著に なった場合に実施。

<u>上記の状況が無く未実</u> 施。



事業主体:宮城県

対策工全体計画平面図









雨水排水溝

### スケジュール・費用

事業当初(平成19年度)~平成24年度 約30億円

### 横浜市戸塚区品濃町事案について

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

処理業者が昭和62年4月に設置した管理型最終処分場において、平成7年から13年にかけて許容量(約74万m³)を超過した不適切な埋め立てを行った。

#### ・支障等の内容

場内汚水が遮水の不備区域から処分場外に漏出し、周辺地下水の汚染のおそれが生じている。また、急勾配に廃棄物が積み上げられ、廃棄物が崩落することにより民家や道路等に流出する危険性がある。



<処分場概要> 許可容量:約74万㎡ 投棄等量:約91万㎡ 面積:約3ha

### 行政対応・責任追及

#### ・行政対応

本事案を受けた行政対応検証では、当該処理業者への行政指導等に関し、迅速かつ効果的な対応が図られるべきであった等の指摘があり、本市としては、専従機動班の設置等による指導体制の充実や指導基準の全面改定等を行った。

#### ・責任追及

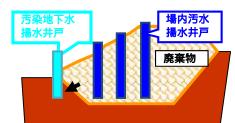
引き続き当該処理業者等に対して費用求償していく とともに、排出事業者に対しても調査し、責任追及を行 う。

### 平成24年9月10日現在

### 対策工の概要 - 事業主体:横浜市

#### ・地下水等の汚染防止対策

処分場内に汚水揚水井戸の設置により汚水の 漏出を抑制し、汚染地下水揚水井戸の設置により地下水の汚染拡散防止を行う。



概要図

#### ・廃棄物崩落、飛散防止対策

擁壁を設置し、急傾斜部分を安定勾配に整形・覆土することにより、廃棄物の崩落・飛散 を防止する。



概要図

### スケジュール・費用



平成20年度~平成24年度 約28億円(見込み) 平成25年度~平成29年度 精査中 期間については精査中。

### 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案について

#### 平成24年9月10日現在

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

昭和62年に中間処理の許可を受けた事業者が平成2年頃から平成16年3月に岐阜県警が強制捜査を行うまでの間、 産業廃棄物処理基準に違反し、許可容量及び許可区域を超 えた埋立が行われ、覆土による隠蔽などを繰り返し行った。

#### ・支障等

混合物主体層での燃焼による崩落や亀裂等によって高 濃度のダイオキシン類を含む燃焼ガスが大気中へ噴出及び 飛散するおそれ 混合物主体層内部の燃焼区域への雨水 等の浸透による高濃度のダイオキシン類を含む浸出汚濁水 が周辺環境に流出するおそれ 法面崩落のおそれ



<処分場概要>

投棄量:約 75万m³ 埋立面積:約 9万m²

### 対策工の概要 - 事業主体: 岐阜市

#### 消火対策

注水消火と散水消火を組み合わせて行い、温度管理、ガスの発生等の管理を行いながら掘削を実施する。

#### 水処理対策

水処理施設を設置し、ダイオキシン類が付着した懸濁物質を除去する。なお、処理を行う水については場内で循環させる。

#### 廃棄物処理対策

ダイオキシン類の汚染の有無 を調査を行いながら、適宜処分 を行う。



注水消火作業状況



浸出汚濁水処理設備



掘削作業状況

### 行政対応・責任追及

### ・行政対応

本事案に係る検証では、 担当部局職員における危機 意識の欠如、知見不足、体制不備 市の組織全体におけ る産業廃棄物行政の軽視等が挙げられる。これに対して、 市として、 研修参加等による知見向上 危機管理意識 の向上及び法令遵守徹底 事業者への統一的な対応基準 策定等の対策、再発防止策を行った。

#### ・責任追及

原因者、一部の排出事業者に対しては措置命令を発出している。また排出事業者への撤去要請も行い成果を上げており、引き続き原因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

### スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34

消火対策

平成24年度限り
で事業完了予定

廃棄物処理
対策

事業当初(平成19年度)~平成24年度 約100億円

### 福岡県宮若市(旧若宮町)における産業廃棄物不法投棄事案について 平成24年9月10日現在

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

昭和52年から中間処理業を行っていた事業者が昭和54年頃から平成2年まで廃油入りのドラム缶等を大量に放置したもの。県が平成2年8月にドラム缶等の撤去等を行ったが、その後、他業者による中間処理施設設置の動き等の中で県が平成15年度に調査を行ったところ、地中に大量のドラム缶、廃タイヤ等が埋立られており、環境基準を超えるVOC等が検出された。

#### ・支障等

VOC等による土壌汚染 を原因とする地下水汚染による飲料用の井戸への水質汚染のおそれ



< 処分場概要 > 投棄量:約 3千m<sup>3</sup>

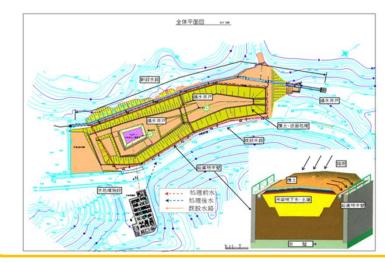
### 対策工の概要 事業主体:福岡県

#### 揚水処理、全周地中壁

流入する地下水を制限し、水 処理の効果を高める。また汚水 の拡散防止ともなる。

#### 廃棄物、汚染土壌撤去

廃油等が入ったドラム缶等を 適切に処理する。また、汚染土 壌についても必要な量を撤去す る。



### 行政対応・責任追及

#### ・行政対応

本事案に係る検証では、体制の不備、関係機関との連携 不足、法制度のあり方等が挙げられる。これに対して、県 として、監視指導の専管課の設置、職員資質向上、マニュ アル策定等を実施し、再発防止策を行っているところ。

#### ・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原 因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

### スケジュール・費用



事業当初(平成19年度)~平成24年度 約12億円

### 三重県桑名市五反田事案について 事案の概要 —————

#### ・事案の経緯

産業廃棄物処分業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOCにより汚染されていることが判明した。そのため平成13年度より行政代執行に着手し平成20年3月までに汚染地下水の浄化等の目標を達成した(平成17年度から3カ年は産廃特措法に基づ〈特定支障除去事業として実施)。

しかし、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、平成23、24年度に特定支障除去等事業として 汚染拡散防止の緊急対策に着手した。

#### ・支障等

緊急対策では、不法投棄廃棄物による地下水汚染の防止及び周辺地下水の浄化は図られないことから、<u>周辺河川に汚染</u>地下水が滲出するおそれがある。



< 不法投棄地概要 > 投棄等量:約30,000㎡ 面 積:約2,900㎡

### 行政対応・責任追及

#### ·行政対応

行政対応検証では、不法投棄発覚時は人員不足から監視・ 指導に十分な時間が取られていなかった、 悪質巧妙化する不 適正処理に対応できる職員能力の向上が必要等の指摘があり、 本県として、 警察官の派遣等の廃棄物監視・指導体制の充実、 廃棄物担当職員への研修会等により強化を図った。

・今後行おうとする措置

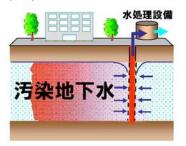
引き続き原因者に対して費用求償していくとともに、原因者や排出事業者等、不法投棄に関与した者の調査を継続する。

平成24年9月10日現在

### 対策工の概要 - 事業主体:三重県

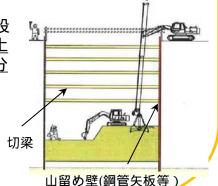
·汚染地下水の揚水浄化対策( )

<u>遮水壁内外の既存井戸</u>を 利用して揚水された汚染地 下水を、<u>水処理施設で処理</u> し浄化を図る。



・汚染源である廃棄物等掘削処理( )

汚染源対策として、不法投棄された<u>廃棄物及び汚染土壌(一部)を撤去し場外処分</u>を行う。



### スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34

事業当初(平成13年)~平成24年 約20.9億円(見込) 平成25年~平成34年 精査中

#### 平成24年9月10日現在

### 三重県四日市市内山事案について

### 事案の概要

#### 事案の経緯

廃棄物処理業者の産業廃棄物安定型最終処分場等において、許可品 目外の木〈ず、紙〈ずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、 廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明したことから、 県は、平成19年2月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行に 着手した。

#### ·支障等

行政代執行により、硫化水素ガス濃度は一定レベルまで低下している ものの、その後の調査において、発生原因物質が多く含まれている部分 が確認されたことなどから、今後も継続して高濃度の硫化水素ガスの発 生が懸念される。

また、廃棄物の間隙から周辺への硫化水素ガス等の漏洩が懸念される とともに、一部急勾配となっている法面の崩壊が起きた場合には、硫化 水素ガス等が漏洩し、周辺での悪臭等の被害など、生活環境保全上の 支障のおそれがある。

<処分場概要> 許可容量 約10万㎡ 許可面積:約1万㎡ 投棄量 約34万㎡ 投棄面積:約2万m<sup>2</sup>



青:許可·届出区域 赤:廃棄物埋設区域

# 行政対応・責任追及

#### ·行政対応

行政対応検証(2月29日答申)では、 的確に改善状況を把握し、その 履行状況に沿って適切な指示をしていないこと 法律の運用解釈力が 欠如していたこと等の指摘があり、これに対し、これまで既に再発防止策 として研修を行うなど人材育成や組織力向上等の取組を行ってきたが、 さらに当県として 職員の経験、情報等を共有する仕組みづくり 法務 能力の向上等の取組等を進めていくこととしている。

#### ·責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者に対して 費用求償していくとともに、排出事業者に対しても調査を進め、違法性等 が認められた場合には費用求償等を実施する。

### 対策丁の概要 - 事業主体:三重県

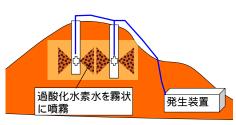
#### ・硫化水素ガス対策( )

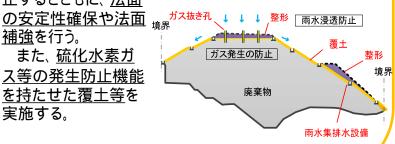
硫化水素ガスが高濃度に発生している範囲等にお いて、廃棄物層内に過酸化水素水を霧状に噴霧(霧 状酸化剤注入法)して発生原因物質である有機物を 分解し、硫化水素ガスの発生を抑制する。

### ·恒久対策( )

整形覆土工を実施 し、雨水の浸透を防 止するとともに、法面 補強を行う。

また、硫化水素ガ ス等の発生防止機能 を持たせた覆土等を 実施する。





### スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34

・総事業費 : 1億円 :精查中

### 滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場不適正処理事案について

### 事案の概要

#### 事案の経緯

昭和55年3月に処理業者が設置して埋立を開始した安定型処分場において、平成2年ごろから許可品目外、許可容量を超えた埋立てが行われた。

その後、平成11年には処分場敷地境界において高濃度の 硫化水素ガスの発生が確認された。また、処分場跡地内と その近傍で、地下水の汚染が確認されている。

#### 支障等

上記により、<u>周辺</u> 地下水の汚染のおそれ、廃棄物飛散流出 のおそれ、悪臭発生 のおそれ等が生じている。



<処分場概要> 許可容量∶約40万㎡

投棄等量:約72万㎡ 面積:約4.8万㎡

### 行政対応・責任追及

#### 行政対応

本事案を受けた行政対応検証では、 強制力のない行政指導による是正の反復、 人数不足による監視・指導の不徹底、 優良事業者であるとの職員の認識、などの問題点について 指摘があった。

これに対し、当県は 行政処分を速やかに発出する体制づくり 監視等の体制の強化 職員の研修の強化などを行った。

#### 今後行おうとする措置

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者に対して費用求償していくとともに、排出事業者に対しても調査・費用求償を実施する。

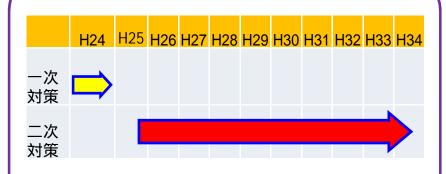
### 対策工の概要 事業主体: 滋賀県

すべての対策を講じるには相当の期間が必要

対策を一次対策と二次対策に二分

主な 区分 支障のおそれ	一次対策	二次対策							
地下水汚染 拡散	これまでの調査で 位置が特定され た原因廃棄物等 の掘削除去 既存水処理施 設を活用した浸 透水揚水処理	原因廃棄物等の 位置の特定等を 行った上で、具 体的な対策を平 成24年度中に決 定							
廃棄物飛散流出		Æ							
悪臭発生									

### スケジュール・費用



【事業費】一次対策:約4億円 二次対策:精査中

### 三重県四日市市大矢知・平津事案について

### 事案の概要

・事案の経緯

処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて不適正処理を行ったため、平成5年9月に警告し、違法に処分された廃棄物の撤去を指導した。

その後、改善命令を発出したが履行されないまま、 平成6年10月に埋立処分が終了した。

·支障等

平成16年度から3ヶ年をかけて県が安全性確認調査を実施し、同調査専門会議で審議した結果、「直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大な支障のおそれはないが、水質調査、廃棄物の回収、及び覆土・雨水排水対策の必要がある」との評価を得た。



<処分場概要> 許可容量:約132万㎡ 許可面積:約5.9万㎡

許可面積:約5.9万㎡ 投棄量:約262万㎡ 投棄面積:約9.5万㎡

> 青∶許可区域 赤∶処分場関係区域

赤∶陸拐区域 苗∶隣接区域

### 行政対応・責任追及

·行政対応

行政対応検証(第1次:措置命令発出までを対象)では、 処分場や事業者に対する認識の甘さ 必要な人員の確保と組織体制の強化等の指摘があり、これに対し当県として 職員の自己研鑽 監視指導体制の強化等を行った。現在、第2次(措置命令発出後を対象)行政対応検証を実施中。

· 責任追及

原因者に対して措置命令を発出している(H19.1.31)。 土地所有者、排出事業者に対しても調査を行い、必要 に応じて責任追及を行う。

### 対策工の概要 事業主体:三重県

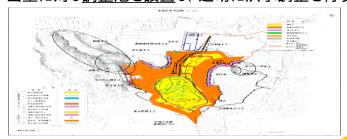
・廃棄物の飛散流出防止対策事業()

処分場の天端部や法面部において廃棄物が広範囲に露出していることから、<u>覆土工等を実施</u>することにより、廃棄物の飛散流出を防止する。また、<u>押え</u><u>盛土工や連続繊維補強土工等を実施</u>し、法面部の崩壊を防止する。

·雨水浸透抑制事業()

同天端部において<u>覆土工を実施し、</u>雨水の浸透を抑制する。また、<u>覆土工や染み出し抑制工を実施し、</u>浸出水の拡散を防止する。

・雨水適切排除のための排水路等整備事業() 同天端部において<u>雨水排水工を設置し、下流に適</u>切に排除する。また、覆土工により増大する雨水流出量に対し調整池を設置し、適切に洪水調整を行う。



### スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34

総事業費:精査中

#### 平成24年9月10日現在

### 三重県桑名市源十郎新田事案について

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、当該箇所の地中から回収した廃油にポリ塩化ビフェニル (PCB)等の有害物質が含まれていることが平成22年10月に判明した。なお、原因者は現在調査中。

#### ·支障等

上記により、汚染箇所下流250mの水道水源では、取水を停止している他、他の水道水源や農業用水、内水面漁業等に支障を生じるおそれがある。

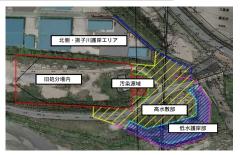


<汚染概要> 汚染物等量 約6.6万㎡ 汚染面積:約1.4万㎡

### 対策工の概要 - 事業主体:三重県

・汚染拡散防止及び汚染除去対策() <u>遮水壁</u>により汚染区域を囲い込み、汚染の拡散移動を防止した後、<u>汚染源を含むPCB高濃度箇所を掘</u>削除去し、PCB汚染物等を保管する。

また、各エリアで汚染除去対策を実施する。



·保管廃棄物処分( )

保管しているPCB汚染物の処分方法を検討し、適切に処分する。

### 行政対応・責任追及

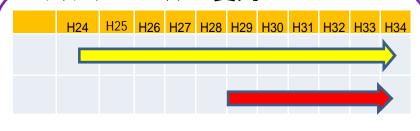
#### ·行政対応

現在、過去の監視体制、原因者調査等の県の対応に関する行政対応検証を行っており、今後、検証結果を受け、 再発防止策に関する措置を講じる予定である。

#### ・今後行おうとする措置

土地利用者、周辺住民等の関係者に対する聴取調査等 を実施しているが、原因者の特定には至っていない。今後、 原因者が判明次第、措置命令を発出し、原因者不明の場 合は公告を行う。

### スケジュール・費用



総事業費:拡散防止、汚染除去対策 精査中 保管廃棄物処分 精査中

#### 平成24年9月10日現在

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

平成9年から11年にかけて、事業者が安定型自社処分場 (3,000㎡未満)で、処理基準違反の処分(廃プラスチッ ク類の未破砕埋立)や他社からの廃棄物の埋立を行った。

#### ・支障等

埋立廃棄物が飛散・流出するおそれ 処分場からの浸出水による水質汚濁のおそれ



< 処分場概要 >

面 積:約7,000m<sup>2</sup> 投棄量:約13万m3 埋立面積:約5.800㎡

### 行政対応・責任追及

### ・行政対応

本事案に係る検証では、ミニ処分場に対する対応姿勢 や組織としての監視指導の対応方針、報告徴収の有効活 用など不十分な対応に対し、より積極的な対応が必要と 指摘されている。これに対し、県として、 を実施するためのマニュアルの整備 組織の強化と事案 の正確な記録と整理 職員の能力の向上 警察を初めと する関係機関との連携などについて再発防止策を講じた。

#### ・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出しており、搬入事業 者による自主撤去も一部行われている。引き続き原因者 や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

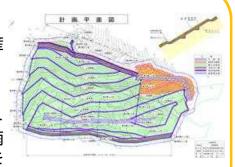
### 対策工の概要 - 事業主体:山梨県

#### 法面整形

法面を整形し急斜面箇所の産 業廃棄物を除去する。

#### 法面工・排水工

整形した法面にベントナイト シート(遮水シート)を張り雨 水浸透を防止するほか、側溝を 設置し、法面の表面流水を排水 する。





### スケジュール・費用



事業当初 平成16年度 約2.4億円

### 新潟県上越市事案について

#### 平成24年9月10日現在

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

産業廃棄物処理業者(収集運搬及び中間処理)が、平成 12年までの間に、保管基準に違反して自社の敷地内に木く ず、燃え殻等を埋立、放置した。

#### ・支障等

木くずの崩落により場外に流出するおそれ 地滑りの発生による崩落や降雨によって、ダイオキシン類を含む燃え殻が灌漑用の溜め池の水質・底質に影響を 及ぼし、農業へ多大な影響を及ぼすおそれ



<不適正処理現場>

投棄量:木〈ず 約1.4万m³ 燃え殻 約4.6千トン

### 対策工の概要

#### 木くず対策

崩落防止のため木くずを 撤去し、土砂及び安定型廃 棄物は整形する。



事業主体:新潟県

木くず選別・撤去

#### 燃え殻対策

全量を撤去するとともに、 必要な箇所については現地 発生土で埋め戻し、傾斜勾 配をつける。



燃え殻撤去

### 行政対応・責任追及

### ・行政対応

本事案に係る検証では、行政処分をはじめとした強い措置の不足が指摘されている。これに対し、県として、

危機管理意識の徹底及び対応能力の向上 法規制の的確な運用と条例による規制の補完 市町村職員の県職員併任等による監視体制の強化 等の対策、再発防止策を行った。

#### ・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

### スケジュール・費用

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
木〈ず対策	$\Rightarrow$		<u>Z</u>	区成	.17£	丰度	Ę	
燃え殻対策	$\Rightarrow$		Ę	業	完	7		

平成17年度単年度のみ 約1.6億円

### 新潟市旧巻町産業廃棄物不法投棄事案について

#### 平成24年9月10日現在

### 事案の概要

#### ・事案の経緯

平成3年3月に中間処理の許可を受けた事業者が、自社の敷地内に産業廃棄物を大量に堆積させ放置するなどした。

#### ・支障等

特別管理産業廃棄物を含む廃液等が公共用水域に流出するおそれ 可燃性廃油が落雷等により出火し、火災により廃棄物の飛散流出及び有毒ガスが発生するおそれ 埋設された燃え殻等が崩落して飛散流出し、公共用水域及び大気中に拡散するおそれ 地上堆積及び埋設された燃え殻等が飛散流出し、公共用水域及び大気中に拡散するおそれ



< 不適正処理現場 > 敷地面積: 約2.3万m² 投棄量 : 約2.6万m³

### 行政対応・責任追及

#### ・行政対応

本事案に係る検証では、 早期に厳格な実効性のある 対応をとらなかったこと 組織的に対応できる人的体制 がとられなかったこと 行政処分をはじめとした強い措 置の不足が指摘されている。これに対し、市として、 危機管理意識の徹底 組織体制の確立 監視技術の向上 行政権限の適切な運用 監視体制の強化などについて、 再発防止策を講じた。

#### ・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者に対して費用の求償を実施する。

### 対策工の概要 - 事業主体:新潟市

#### 場外処分

特別管理産業廃棄物を含む廃 ତ 液等については、場外に搬出し 適正に処分する。

#### 崩落対策

燃え殻等の崩落のおそれのある部分については,法面を安定勾配に整形し、切り土により除るした燃え殻等は性状確認後、場外に搬出し適正に処分する。

#### 覆土及びモニタリング

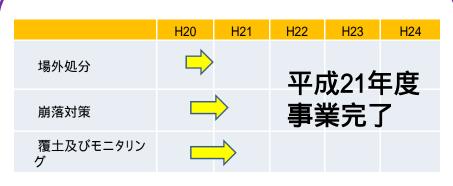
地上堆積及び埋設された燃え 殻等については、表面露出部分 を覆土する。また、モニタリン グ井戸により地下水の水質を測 定して、今後,地下水汚染が生 じないことを確認する。



ング井戸



### スケジュール・費用



事業当初 平成20~21年度 約3億円